

第 33 類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 13.01 項の天然のオレオレジン及び第 13.02 項の植物性のエキス
 - (b) 第 34.01 項のせつけんその他の物品
 - (c) 第 38.05 項のガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他の物品
- 2 第 33.02 項において「香気性物質」とは、第 33.01 項の物質、これらの物質から単離した香気性成分及び合成香料のみをいう。
- 3 第 33.03 項から第 33.07 項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションを除く。）を含む。
- 4 第 33.07 項において調製香料及び化粧品類には、におい袋、燃焼させて使用する香気性の調製品、香紙、化粧料を染み込ませ又は塗布した紙、コンタクトレンズ用又は義眼用の液、香料又は化粧料を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布並びに動物用の化粧品類を含む。

備考

- 1 第 33.02 項においてアルコール分は、温度 20 度におけるアルコールの容量分による。